

第13回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年6月27日(水) 午後1時30分から午後2時45分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 14人
会長 7番 中井 悟
会長職務代理 13番 西元 道啓
委員 1番 天水さとい 2番 近藤 一祝
3番 安田 伸二 6番 坂野 幸夫
8番 山田 清隆 9番 岩間 勇市
10番 杉本 峯一 11番 吉田 靖志
12番 椿 新二 14番 高山 重人
15番 親谷 隆 16番 伊藤 忠幸
- 4 欠席委員 5番 向山 博
- 5 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 現況証明願いについて
第5 農地法第3条の規定による許可申請について
第6 農業経営基盤許可促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第7 平成30年田畑売買価格等に関する調査について
第8 農用地区域の変更について
第9 農業委員会の適正な事務実施に向けた平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 谷口 敦哉
農地係長 福岡 直樹

7 会議の概要

- 議 長** ただいまの出席委員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これから第13回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。
- なお、欠席の申し出が向山委員からありました。
- 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
- それでは、日程にしたがって進めて参ります。
- 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
- 本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。
- 全委員** 異議なし。
- 議 長** それでは、12番椿委員と13番西元委員を指名いたします。
- 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
- 本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。
- これにご異議ありませんか。
- 全委員** 異議なし。
- 議 長** 異議なしと認めます。
- よって、会期は本日1日間と決しました。
- 日程第3、諸般の報告についてを議題とします。
- 第12回の総会以降の諸般について、報告いたします。
- ・6月5日 蘭越町農業再生協議会定期総会
 - ・6月5日 蘭越春秋会総会及び歓迎会
 - ・6月15日 蘭越町米麦改良協会定期総会
 - ・6月15日 蘭越町育苗施設運営委員会
 - ・6月21日 米-1 グランプリ in らんこし実行委員会
- 以上で諸般の報告を終わります。
- 日程第4、議案第1号現況証明願いについてを議題とします。
- 初めに、NO1からNO4について、一括、上程します。
- 担当調査員から順次、調査の報告をお願いいたします。
- 2番
(近藤委員)** NO1の場所は字〇〇の〇〇番から〇〇番までの現況を確認してきました、私と山田委員、杉本委員の3人で行ってまいりました。場所は〇〇線から〇〇の真向かい辺り、〇〇宅のちょうど右

側の山手側です。〇〇番の公簿は原野になっておりますが、現況は農地でありました。残りについては公簿どおりでした。

3番
(安田委員)

NO2、NO3について、一緒に6月17日に西元代理、吉田委員、私の3名で確認してまいりました。

NO2ですが、〇〇さんと〇〇さんの家の間の土地ですが、間違いなく農地として利用していることを確認してきました。NO3ですが、〇〇の自宅の道道向いから〇〇の会館にかけての土地ですが、こちらも農地として利用していることを確認してきましたので、報告いたします。

9番
(岩間委員)

NO4について、〇〇の〇〇番につきましては、〇〇〇を通り過ぎまして、〇〇〇線の左側、〇〇さんの田んぼの中にある土地であります。〇〇番〇につきましては、その手前の〇〇さん田んぼの中にある土地であります。いずれも農地として利用しております。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。

議案第1号は、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。

続きまして、日程5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。NO1について、上程いたします。事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第2号

農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の所有権の移転をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成30年6月27日提出。蘭越町農業委員長名。

その1、譲渡人は〇〇番地〇 〇〇〇さん、譲受人は〇〇番地〇 〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は営農が困難なため、土地が隣接する譲受人に贈与するものです。成立する法律関係は贈与、価格は無償です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日で

す。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、自己の所有地に隣接する畑を取得し、農作物を栽培するものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

NO1について、担当委員の補足説明を願います。

1 番
(天水委員)

NO1、内容は事務局の説明のとおりです。場所は〇〇神社の下の辺りで、〇〇さんの家はその土地の奥にあります。よろしく願います。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。
本案については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第2号は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。続きまして、日程第6、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
NO1～NO14について、一括、上程します。事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第3号

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。平成30年6月27日提出。蘭越町農業委員会会長名。

今回の強化法の案件については、件数が多くなっておりますが、

町より契約更新の通知を送付したため、多数提出されておりますので申し添えます。

番号 1 番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇番地〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇番地、〇〇〇さん、土地は、〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成 30 年 7 月 6 日から平成 31 年 3 月 5 日までの 1 年間です。価格は総額で〇〇〇円、10 a 当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第 3 項第 2 号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第 2 号ロから第 4 号については記載のとおりです。

番号 2 番、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇番地、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇番地、〇〇〇さん、土地は、〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成 30 年 7 月 6 日から平成 36 年 7 月 5 日までの 6 年間です。価格は総額で〇〇〇円、10 a 当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第 3 項第 2 号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第 2 号ロから第 4 号については記載のとおりです。

番号 3 番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇番地〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇番地〇、〇〇〇さん、土地は、〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成 30 年 7 月 6 日から平成 40 年 7 月 5 日までの 10 年間です。価格は総額で〇〇〇円、10 a 当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第 3 項第 2 号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であ

り、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇番地〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇番地〇、〇〇〇さん、土地は、〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成30年7月6日から平成40年7月5日までの10年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号5番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇番地〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇番地〇、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成30年7月6日から平成40年7月5日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、畑が〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇番地〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇番地〇、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成30年7月6日から平成40年7月5日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、畑が〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、番号5番で説明したとおりの記載とな

っております。

番号 7 番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇番地〇、〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇番地〇、〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成 30 年 7 月 6 日から平成 36 年 7 月 5 日までの 6 年間です。価格は〇〇〇円、10 a 当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、番号 5 番で説明したとおりの記載となっております。

番号 8 番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇番地〇、〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇番地〇、〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成 30 年 7 月 6 日から平成 40 年 7 月 5 日までの 10 年間です。価格は〇〇〇円、10a 当たりの価格は、畑が〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、番号 5 番で説明したとおりの記載となっております。

番号 9 番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇番地〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇番地〇、〇〇さん、土地は、〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成 30 年 7 月 6 日から平成 31 年 3 月 5 日までの 1 年間です。価格は総額で〇〇〇円、10 a 当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第 3 項第 2 号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第 2 号ロから第 4 号については記載のとおりです。

番号 10 番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇番地〇、〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇番地〇、〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡で、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契

約期間は平成30年7月6日から平成40年7月5日までの10年間です。価格は田で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円。畑で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号炉から第4号については記載のとおりです。

番号11番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇番地〇、〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇番地〇、〇〇さん、土地は、〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成30年7月6日から平成35年7月5日までの5年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号12番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇番地〇、〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇番地〇、〇〇さん、土地は、〇〇番地〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成30年7月6日から平成35年7月5日までの5年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号13番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇番地〇、〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇番地〇、〇〇さん、土地は、

〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成30年7月6日から平成33年7月5日までの3年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号14番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇番地〇、〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇番地〇、〇〇さん、土地は、〇〇番〇の内、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成30年7月6日から平成40年7月5日までの10年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

NO1～NO14について、順次、担当委員の補足説明を願います。

1番
(天水委員)

NO1、NO3、NO4の説明をいたします。
NO1の〇〇さんと〇〇さんについて、事務局の説明のとおりです。反当りが〇〇円と安いですが、条件がとても悪く今回も1年限りということです。場所は〇〇線と平行にある中道路から山手の方に〇筆あります。

NO3の〇〇さんと〇〇さんについて、事務局説明のとおりで、場所は〇〇〇〇の奥の方にあります。

〇〇さんと〇〇さんについて、場所は〇〇さんの家の裏で中道路から山手に向かってと、中道路と〇〇線の間にある〇筆です。図面は〇筆になっていますが、場所的には2つです。

内容は事務局のとおりです。場所は、〇〇がありまして、その付近で町道に入っていく角地になります。

6番
(坂野委員)

NO5、NO6、NO7について説明いたします。

NO5の内容については事務局説明のとおりです。場所は、〇〇から〇〇に向かって〇〇神社がありまして、そこから1キロ位行くと、〇〇さん宅の向かい側近辺から右側に入って行く道路がありまして、その奥になります。NO6の〇〇さんの圃場も隣に隣接して同じ場所です。NO7の内容は事務局説明のとおりです。ここは、〇〇から〇〇に向かって〇〇がありまして、付近には目印になる物は何もないですが〇〇の付近です。

9番
(岩間委員)

NO8ですけども、〇〇さんと〇〇さん、〇〇から向かって左に入りまして、ずっと上がっていきますと左側に2筆、内容につきましては事務局説明のとおりです。

3番
(安田委員)

NO9について説明いたします。内容については事務局説明のとおりです。場所ですが、〇〇さんの住宅の裏に一団地と、家の前の町道を100m位下ったところの町道を挟んで両側に一団地ございます。

13番
(西元委員)

NO10に関して、ご説明申し上げます。内容に関しましては事務局の説明のとおりです。場所に関しましては、〇〇川を〇〇から山の方に川沿いに上って行きまして、川沿いに行く道路と、山の方に行くちょうど分岐点にあります。その分岐点の〇〇川を挟んだ反対側に一団地、川沿いの道路ではなく、山の方に向かう道路脇に一団地、畑は〇〇さんの住宅の周りにあります。

14番
(高山委員)

NO11について、事務局説明のとおりです。場所はこの耕地図で言いますと、〇〇番の耕地図で何件か家があり、真ん中の道路より少し上に〇〇さん住宅がありまして、その左側の黒線で囲ったところでは。

2番
(近藤委員)

NO12について、〇〇さんと〇〇さんの件ですけども、契約更新ということで、場所につきましては、〇〇線から〇〇さんの

JR 踏切の真向かい 500m位いった所の一団地です。内容につきましては、事務局説明のとおりです。

11番
(吉田委員)

NO13の〇〇さんと〇〇さんの件です。内容につきましては事務局の説明のとおりです。場所は、〇〇線を〇〇の方に向かいまして、右手に〇〇さん住宅がありまして、その住宅の周りがある農地でございます。

12番
(椿委員)

NO14、〇〇さんと〇〇さんの件について、場所は、〇〇さんの住宅のすぐ裏になります。地番は内数になっておりますが、これ以外の地番の内数は〇〇さんが借りております。後は事務局の説明のとおりです。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。

本案は、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

議案第3号は、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

続きまして、日程7 議案第4号 平成30年田畑売買価格等に関する調査についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第4号 平成30年田畑売買価格等に関する調査について、農業会議が行う田畑売買価格等に関する調査について、平成30年の価格を次のとおり決定することについて、議決を求める。平成30年6月27日提出、蘭越町農業委員長名。

これは毎年行っている価格調査になっておりまして、昭和25年に各市町村の価格分析データを取ることでスタートした経緯があります。旧市町村名として未だに調査をしている理由としては、今後においてもデータをおっていくためのものであり、旧市町村名として南尻別村と磯谷村の2カ所での価格調査でございます。南尻別村、磯谷村それぞれ田についても畑についても、また、転用目的の田と畑についても昨年同様にさせていただいております。

す。実際の売買実例としては、これよりも下がっているところもあるのですが、固定資産の評価額も変わっていないこと等により判断させていただいております。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

ただ今、説明がありましたが、ご意見やご質問等ありませんか。

1 3 番
(西元委員)

南尻別村、磯谷村どこなのか、ご説明願えればと思います。

事務局
(福岡係長)

場所につきましては、今現在の地番で〇〇番地〇ということで〇〇さんと〇〇さんの間位の道路向かいです。山側ではなく、川側の方の土地が一か所。

もう一か所が富岡になっております。富岡については、〇〇さんの家の近く辺りの一角を土地の評価額としております。

もう一か所、〇〇町の〇〇の近くの一角が三つ目になります。〇〇地区があと二か所、〇〇の所と道路を挟んで〇〇側の田んぼの方の一角と〇〇は二か所となっております。港が磯谷村という扱いになります。

1 3 番
(西元委員)

そうすると、港が磯谷村で、他は全部、南尻別村という認識で、今ご説明された内容ですと、その中でもピンポイントでその中から抽出された所、南尻別村の中だと蘭越の方には一切ないということですね、蘭越、昆布、目名の方には、富岡だけということですね。

事務局
(福岡係長)

はい、そうです。

1 3 番
(西元委員)

わかりました。

議 長

補足説明をお願いします。

事務局
(谷口局長)

補足して説明をさせていただきたいと思います。

北海道農業会議が北海道であれば、調査しているのですが、全国の田畑の売買価格などの動向を把握して、今後の農業政策に役立つ資料とするためのもので、先ほど、係長が説明したとおり、

昭和 25 年からこの調査がスタートしており、価格の分析データをとることでスタートしまして、旧町村の場所でもって今後もそのデータの動向を注視するために、最初に設定した場所と同じ所ですと動向を見るために調査を継続していることですので、ご理解いただけたらと思います。このやり方でいいのか、ということについては疑問をもっているが、全国的に昭和 25 年からの動向を追っているという趣旨の調査でありますので、補足させていただきたいと思います。

議 長 みなさんご理解いただけたでしょうか。

全委員 はい。

議 長 質疑なしと認めます。
 本案については、異議のないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 日程第 8、議案第 5 号 農用地区域の変更についてを議題とします。NO 1 について、上程します。事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長) 議案第 5 号 農用地区域の変更について、農用地区域を変更することについて、蘭越町長から下記のとおり協議があったので、その可否について、意見を求める。平成 30 年 6 月 27 日提出。蘭越町農業委員長名。

 今回協議があったのは、除外が 1 件です。

 番号 1 番の申請者は〇〇さん、土地は〇〇番地〇の内、面積は〇〇〇㎡です。

 この地番は、農地と原野が混在しており、申請地の現況は原野ですが、地番〇筆すべてが農振農用地に指定されているため除外申請が必要となります。理由としては、〇〇〇を設置するための除外であります。図面番号、議案第 5 号 1 番をご覧ください。土地は〇〇〇さん所有の土地の一画になります。

 よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 NO 1 について、担当委員の補足説明を願います。

16番
(伊藤委員)

内容については、事務局説明のとおりです。場所は、〇〇〇から、〇〇方面へ〇〇〇線を700m位行った所の左側の方です。〇〇〇さんの〇〇〇に入って行く道の場所一角になります。

議長

暫時休憩いたします。
再開いたします。
これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。
本案については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

議案第5号は、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。

日程第9、協議第1号 農業委員会の適正な事務実施に向けた平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題をします。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

皆さんのお手元に両面刷りであります、別紙様式2 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価をご覧くださいと思います。

まず初めに1番の農業委員会の状況についてですが、2015農林業センサスに基づいての記載となっておりますので、説明は省略させていただきます。

続いて2番の担い手への農地の利用集積・集約化についてです。29年度の目標及び実績ですが、集積目標は3,901ha、集積実績が3,851haです。達成状況は99%となりました。集積実績の内、新規実績といたしまして、非担い手が自作・利用していた農地のうち担い手に対して権利の設定・移転がされた農地が140haありました。活動実績につきましては、遊休農地が増加しないよう利用集積の調整に努め、新規就農希望者に対して、営農相談や基盤となる農地の照会を行うとともに、現地調査を実施しました。目標に対する評価ですが、目標としては妥当でありました。活動に対

する評価は、農地の出し手と受け手双方や新規就農希望者の意向等に基づき、慎重かつ適正に対応できました。

続いて3番の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。29年度の目標及び実績ですが、参入目標が3経営体に対し、参入実績が1経営体で達成状況は33.33%となっています。参入目標面積が4haに対し、参入実績面積は0.6haで達成状況は15%となっています。活動実績につきましては、認定期間満了に伴う再認定を、関係機関とともに推進しました。目標に対する評価ですが、目標としては妥当でありました。活動に対する評価は、町担当課と連携して、十分な活動は展開できたが、地域へのPR活動を行う必要がありました。

続いて4番の遊休農地に関する措置に関する評価です。29年度の目標及び実績ですが、解消目標2haに対しまして、解消実績が0haでした。活動実績としましては、10月に農地パトロールを実施しました。活動に対する評価は、遊休農地の所有者等への指導の強化、また、他の農業者に対しても遊休農地の有効利用が図られるよう浸透させることが必要であり、遊休農地の活用方法や農地の利用状況について、把握し、今後における活用も含め、整理が必要であります。

続きまして5番の違反転用への適正な対応ですが、29年度の違反転用はありませんでした。活動実績としましては、農地パトロールで遊休農地や違反転用等の調査を実施し、点検・分析の調査リストを作成し、所有者への意向調査を実施しました。活動に対する評価は、日常的に農地パトロールを強化するとともに啓発活動を行い、農地転用についての情報を町民へ重ねて広報する必要があります。

最後6番からについては、記載のとおりとなっておりますので、よろしく願いいたします。以上で終わります。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見やご質問等ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。

本案については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

協議第 1 号については、異議ないものとして決定し、町ホームページで公表することとします。

その他の報告について事務局からお願いします。

事務局
(谷口局長)

私の方から数点報告させていただきます。

皆様のお手元に「らんこし米栽培ガイドライン」をお配りしております。

平成 27 年に蘭越町プロジェクト会議の中で、らんこし米ブランド化についてのテーマを議論してスタートした経過がありまして、そこで、一定の方向性を見出した中で、平成 28 年 4 月に町長の方にこういう形で進めていったら良いのではと、答申させていただいて、その中身が実際に手がけていく農業者主体またはそれプラス町の農林水産課の職員と JA と石田商店の実際に活動する職員を入れた中で、ブランド化戦略会議を自ら立ち上げて議論してもらおうと示されまして、28 年の夏くらいから議論を重ねて進めていったという経過がございます。らんこし米のブランド化に向かっているガイドラインというものが本町には無かったものですから、こういったものをぜひ作ろうということで議論を進めて参りまして、この度、事前に水稻生産組合、その原案、石田商店、いやしの郷という環境保全型のグループがあるんですけども、そちらの方とも議論を進めて承諾を得たうえで、今年 6 月 15 日の米麦改良協会の総会に上程されまして、町を上げて取り組むことを確認されたということでございます。数年に渡って議論して、長い時間かかってしまいましたが、ようやくこうした形でらんこし米の栽培のガイドラインという物が示されました。その中身ですが、まず 1 ページ、4 つの柱ありまして、2 つ目の柱に高品質・良食味米の維持向上のための 15 か条を掲げたと、その下の柱として安全・安心の米づくりに向けた 6 か条を作ったということです。

次のページ、その 15 か条と 6 か条が載せてございますけれども、15 か条の (1) については、収量より品質優先ということで 8.5 俵の目標これに向かって取り組んで行きましょう。(15) に、タンパク含有率については 6.8% 以下を目指しましょうと。15 項目の構成になっているということです。安心・安全の取組に向けた 6 か条ですけれども、書かれているとおりですが、(2) 農薬・肥料を慣行よりも 5 割以上減らすということを目指して掲げております。(6) GAP というのが、今いろんなところで言われておりま

すけれども、本町についても GAP に注目しながら取り組んでいかなければならないということで、6 か条の中に載せております。

細かい項目については、後で目視していただければと思いますけれども、こうした形で、15 か条、6 か条ということでガイドラインを設定して、これに向けてオール蘭越町で取り組んでいければ、今後すごく良いのかなと考えております。

最後のページになりますけれども、進めてきた経過の中でこのガイドラインをどこで後ろ盾をすれば良いのかという議論もなされまして、町がやるべきだという議論もなされたのですが、蘭越町には米麦改良協会という受け皿がありますので、そこには町も農協も石田商店も入っておりますので、ここが一番良いのではないかということで、米麦改良協会が受け皿となって大々的に進めていければという話で、その中の一つに協会の推奨ということでおいしいらんこし米の基準というものをさらに示したというのが、ここに書かれておりますが、特別栽培米・YES クリーン米の 6.5% 以下と 6.8% 以下タンパクの基準と一般の 6.5% と 6.8% というものを、せっかくこういう物が出るのであれば、これを有利販売の方に繋げていければ良いのではないかということで、その区分けをした部分のマークについても、戦力会議の方から提案されました。この使い道については、どのような有効利用を進めたら良いのかも含めて、継続して戦力会議の方で議論していきたいと協会・総会の中で提案されておりましたけれども、ようやくこういった形で基準が設けられた・設定されたということで、今日この場で私の方から報告をさせていただきました。1 点目は以上です。

山麓地区の協議会研修会、会長の挨拶の中でもありますが、みなさんお手元に事務連絡お配りしておりますけれども、8 月 10 日、金曜日 13 時 30 分から倶知安町で開催されます。研修内容は北海道新幹線トンネル工場の現場を視察するという事です。

3 点目、総会終了後、振興農政専門委員会を開催しますので専門委員、振興農政の方はこの場所に残っていただきたいと思っております。

最後です、次回総会は 7 月 30 日(月) 13 時 30 分から予定しております。

以上で、報告を終わります。

議 長

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて第 13 回農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時00終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩